

多治見市告示第170号

是正請求事案（選択制の意見交換会の開催に関する是正請求（秘書広報課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成27年5月25日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 選択制の意見交換会の開催に関する是正請求（秘書広報課）事案
- 2 答 申 日 平成27年5月21日
- 3 結 論 選択制の意見交換会の開催に関する是正請求については、申立てを棄却すべきである。
- 4 事案概要 意見交換会に大変ふさわしいテーマであるのに、反対区長の存在を理由に、お届けセミナーしか開催できないとする秘書広報課の見解は理解できない。根本原因は後期地区懇談会を選択制の意見交換会に見直したことにあり、行政が責任を持って開催する後期地区懇談会に戻すべきであるとして、平成26年8月1日付けで多治見市長に対して是正請求を行ったものである。

5. 審査会の判断

本審査会は、以下の点について検討し、判断した。

(1)後期地区懇談会を選択制としたことについて

多治見市では、年2回開催していた地区懇談会を、市長が出席する前期地区懇談会1回とし、後期地区懇談会については、地区の希望により開催する選択制（以下「意見交換会」という。）としたものである。

この制度の見直しについては、行政及び地域を取り巻く状況を勘案したうえで行われたものであり、従前どおり2回の地区懇談会の開催の道が確保されており、今回の事案を機に、以前のように「市が年2回開催する方法に戻す。」というまでの喫緊な課題があるとは考えられない。

(2)意見交換会の開催について

選択制の意見交換会については、小学校区を単位に実施することが原則となっており、小学校区内に複数の区がある場合には区長の合意形成が必要とされている。

本件では「開催に反対する意見があり、小学校区にあるすべての区の開催に向けた合意が得られないため、開催希望を取り下げる。」という判断を区がされたものであり、行為庁は「小学校区単位の開催が難しいのであれば、1つの区でお届けセミナーを行うこともできる。」という別の手段を提示したものであると考える。

今回、一部区長が反対し小学校区全体で合意できないという状況が生じたが、多治見市には小学校区単位での開催の要否を決める基準や手続きが定められていないため、この不備のある仕組みの中で行為庁が「反対意見のある中では意見交換会の開催に向けて動き出すことは難しい。」という判断を行ったことはやむを得ないと考える。

以上のことから、本審査会は、選択制の意見交換会を行政が責任を持って開催する後期地区懇談会に戻すべきとの請求人の主張には相当の理由がなく、また、今回の教訓を踏まえ、小学校区単位の開催の要否を決める基準や手続きを設けることで、後期の意見交換会を市民にとって開催しかつ利用しやすいものとするのが可能であるため、後期地区懇談会を従前のように開催する仕組みに戻す必要はないと判断した。

4. 意見

本審査会では、以下のとおり意見を述べるものである。

第1に、意見交換会の開催に至る手続きについて、現在の開催希望書の提出のみではわかりにくいこと、また各区で開催についての意見が分かれた場合の対応に不明確な点があることから、開催に関する誰もがわかりやすいルールを定めるべきである。

第2に、意見交換会が2年間で1回しか開催されていないという実績から、意見交換会がこのままなくなってしまうのではないかという請求人の危惧は十分に理解できるものである。市民と行政がそれぞれの思いを交換する場としての意見交換会が、市民にとってもっと利用しやすくかつ活発に行われるような制度の検討を行うよう望む。

お届けセミナーの活用だけでなく、意見交換会も利用しやすいものとなり、市民の側から問題提起がされ活発な議論が行われるような機会があるということは、多治見市の行政にとっても市民参加においても非常に意味のあるものだと考える。